

第2期八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画



未来を担う子どもを育てるまちづくり



八 戸 市

はじめに

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちのより良い育ちを支援する取組が進められております。

当市においても、安心して子どもを生き育てることができ、また一人一人の子どもが健やかに成長できる環境の整備を図るため、平成27年度に地域の子育て支援についての需給計画である「子ども・子育て支援事業計画」と一体化した「第2期八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、これまでの5年間、前期計画の推進に取り組んでまいりました。



しかしながら、少子化の進行、人口減少は歯止めがかからず、仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯に対する負担軽減などをはじめとする少子化対策のより一層の推進が求められております。

こうした中、国では少子化の進行及び幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施いたしました。

このような状況を踏まえ、このたび当市では、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援（八戸版ネウボラ）や子どもの貧困対策の推進など、子育て支援施策の更なる充実を図るため、前期計画を見直し、令和2年度から令和6年度までの「第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定いたしました。

今後も、この計画に基づき、「未来を担う子どもを育てるまちづくり」を基本理念に掲げ、全ての子どもと子育て家庭を対象とし、社会全体で子育てを支えるまちづくりを進めていくため、施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただきました八戸市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

八戸市長 小林 眞

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 第2期八戸市次世代育成支援行動計画について | |
| 1 計画の趣旨・位置付け | 1 |
| 2 計画の期間 | |
| 3 市の他計画との関係 | |
| 第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境 | |
| 1 人口等の推移及び子どもと家庭を取り巻く動向 | 2 |
| 2 子育て家庭の状況 | 7 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | |
| 1 計画の基本理念・基本目標 | 12 |
| 2 施策の体系 | 15 |
| 第4章 具体的施策 | |
| 基本目標1 子どもと親の確かな健康づくり | 16 |
| 基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援 | 17 |
| 基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり | 18 |
| 基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進 | 21 |
| 基本目標5 地域全体で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり | 25 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画 | |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 27 |
| 2 教育・保育の量の見込み及び確保方策 | 29 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 | 34 |
| 4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保 | 39 |
| 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 | 40 |
| 第6章 計画の推進体制 | 41 |
| 付属資料 | 42 |

第1章 第2期八戸市次世代育成支援行動計画について

1 計画の趣旨・位置付け

当市では、全ての子育て家庭、そしてこれから親になる人たちを視野に入れ、未来の八戸市の担い手となる一人一人の子どもが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるために、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

この計画は、前期計画が平成17年度から平成21年度、後期計画が平成22年度から平成26年度の10年間で、これに基づき当市における子育て支援施策の充実を図ってきました。

また、平成27年度から、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことに伴い、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備を図ることを目的とする「子ども・子育て支援事業計画」の内容を盛り込んだ「第2期八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成27年度から令和元年度までの5年間で前期計画期間として、子育て支援事業を実施してきたところです。

本計画では、これまで取組を進めてきた前期計画を継承し、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、地域における子育て支援など、子育て支援施策の更なる充実を図るほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村における子どもの貧困対策の計画策定が明文化されたことに伴い、本計画の子育て支援施策から、子どもの貧困の解消に資するものを体系化し、経済的支援が必要な子どもやその家庭に対する取組として子どもの貧困対策を推進します。

2 計画の期間

平成27年度から令和元年度までの5か年を前期計画期間とし、令和2年度から令和6年度までの5か年を後期計画期間とします。

3 市の他計画との関係

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援施策に関連する当市の各分野の計画と整合を図り、計画の推進においては、各計画との連携を考慮しながら、状況の変化に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

上位計画

八戸市総合計画

関連計画

八戸市次世代育成
支援行動計画

・八戸市地域福祉計画
・健康はちのへ21
・八戸市障害者福祉計画
・八戸市教育振興基本計画
・八戸市男女共同参画基本計画

◆人口

当市の人口は、平成7年をピークに減少が続いています。

平成20年には244,738人だった人口が、平成25年に24万人を割り込み、平成30年には230,365人となり、この10年間で14,373人の減少となっています。

◇当市の人口減少の要因

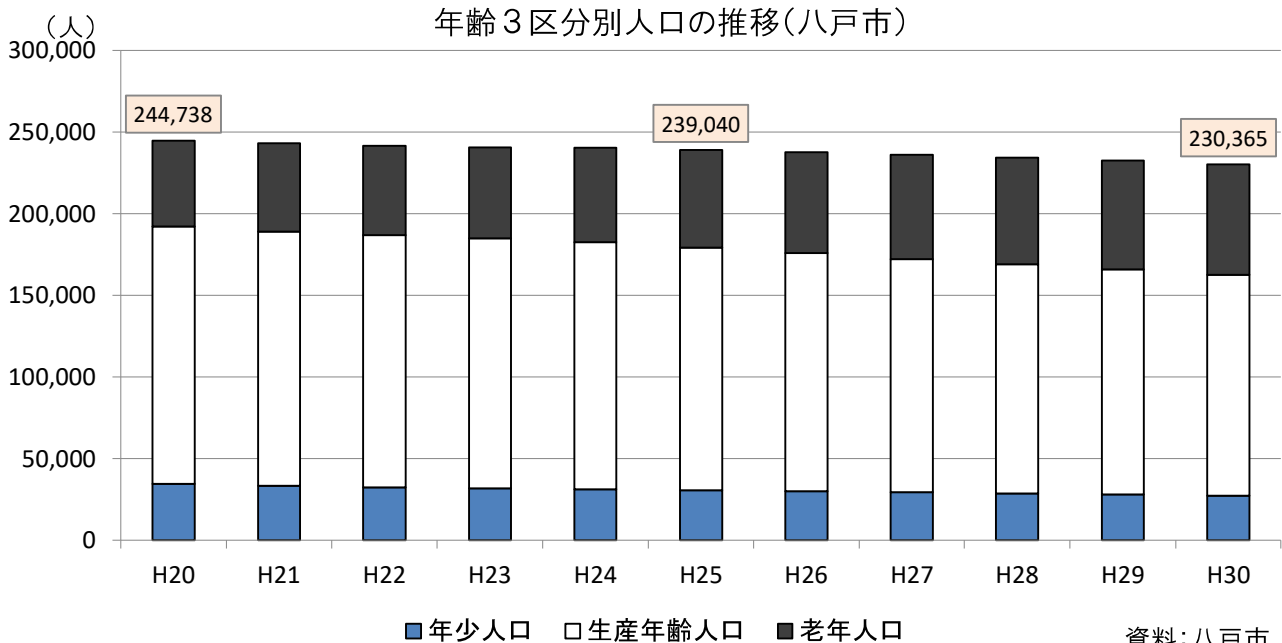
- 自然動態（出生数と死亡数の差）…死亡数が出生数を上回っています。
- 社会動態（転入数と転出数の差）…転出超過となっています。

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 自然動態 (出生数－死亡数) | △773 | △862 | △843 | △1,120 | △1,201 |
| 社会動態 (転入数－転出数) | △544 | △810 | △846 | △708 | △1,118 |

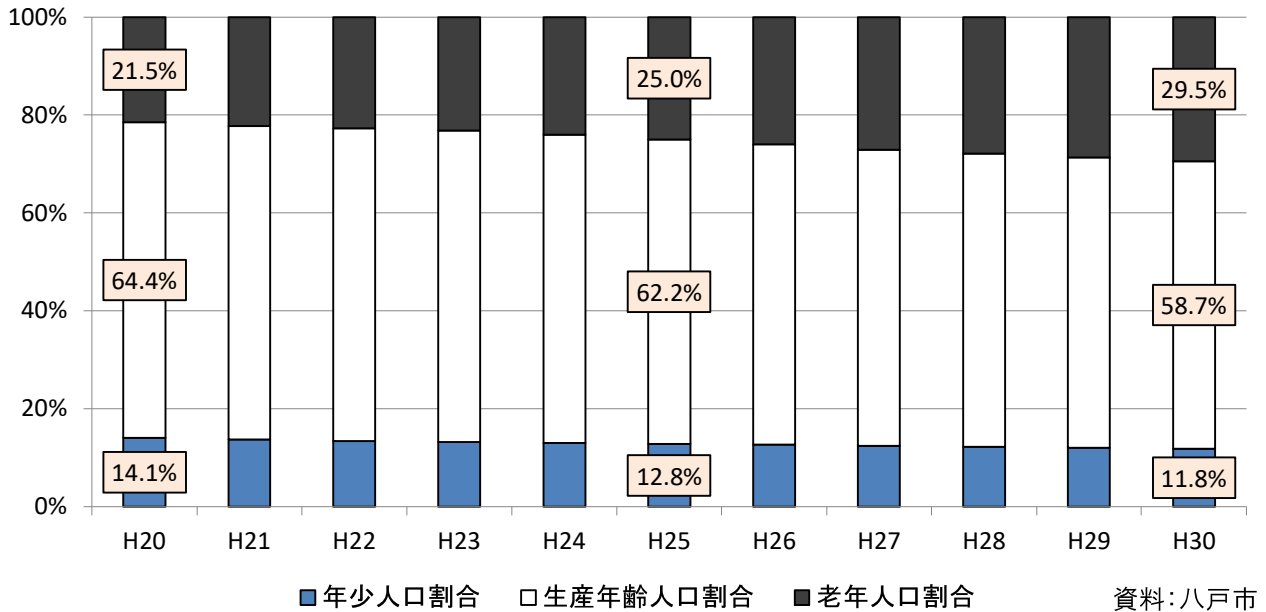
資料:八戸市

年齢3区分(※)別の人口の推移及び構成をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少を続ける一方、老年人口の割合は年々増加し、平成30年には29.5%に達しており、少子化と高齢化が同時に進行しています。

- (※) 年齢3区分
- ①年少人口 : 15歳未満人口
 - ②生産年齢人口 : 15歳以上65歳未満人口
 - ③老年人口 : 65歳以上人口

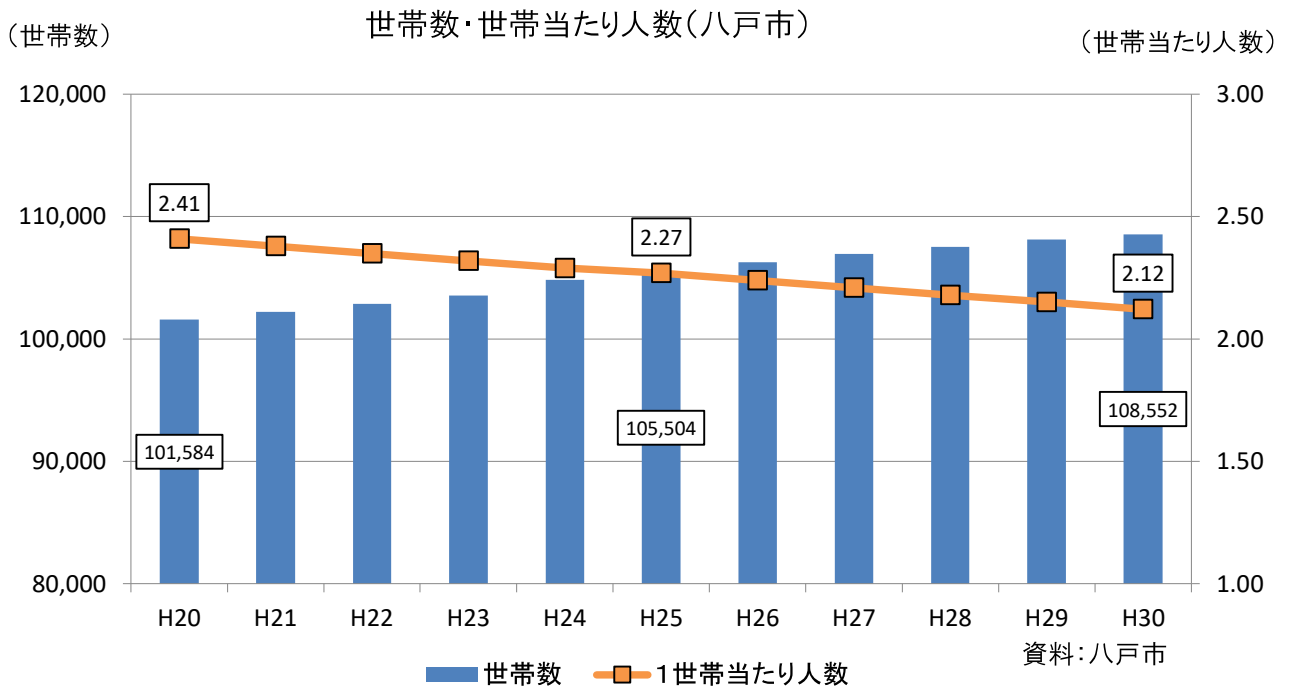


年齢3区分別人口の構成(八戸市)



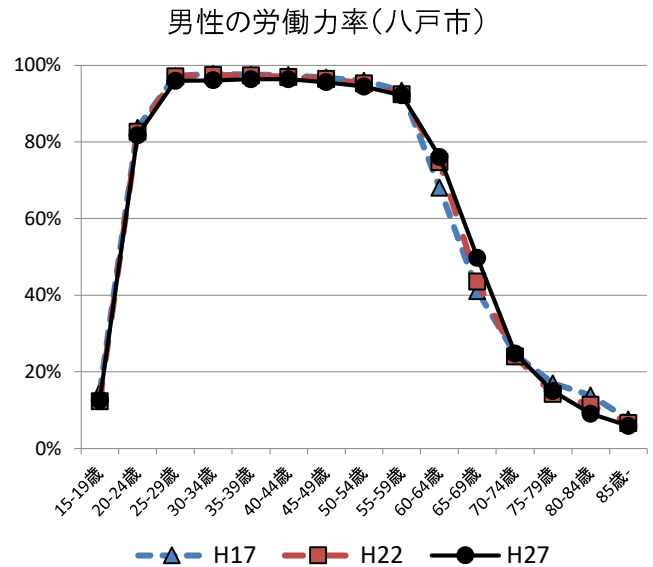
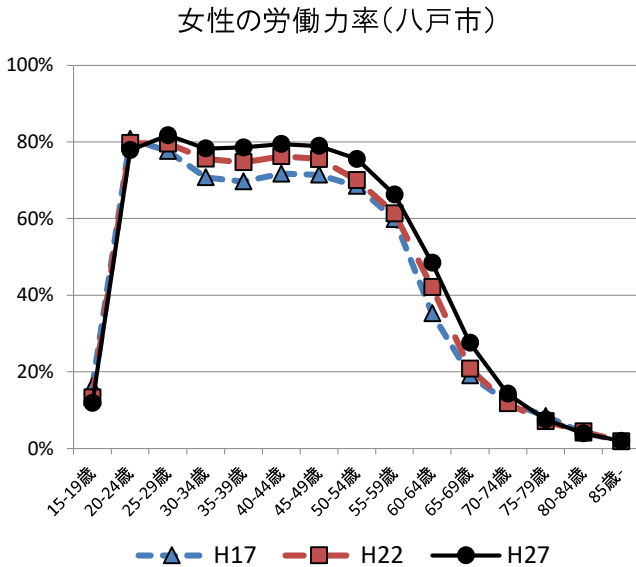
◆世帯数・世帯当たり人数

当市の世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人数は年々減少傾向にあり、平成30年には2.12人まで減少し、核家族化が進行しています。



◆女性の労働力率

女性の労働力率は、結婚や出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向があります。年齢別の女性労働力率は「M字カーブ」を描いていますが、特に25歳から49歳までの労働力率が上昇し、平成27年には約80%となり、M字の底が上がり、台形に近づいています。



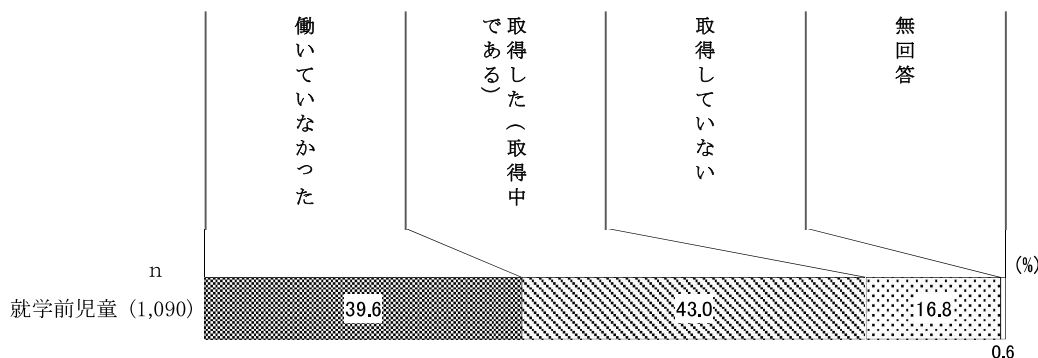
※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

資料：国勢調査

◆育児休業制度の利用状況

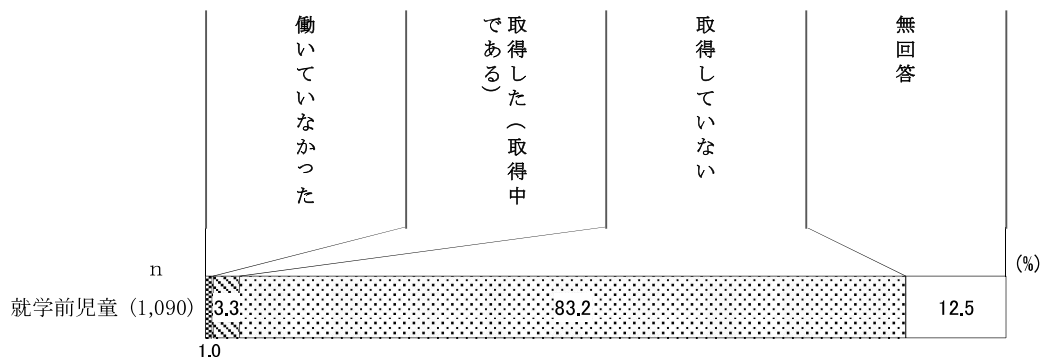
育児休業制度の利用状況を見ると、母親の取得率は43.0%であり、前回調査時（平成25年度）の31.5%から増加傾向にあります。また、父親の取得率は3.3%と低い状況にありますが、こちらも前回調査時の1.1%から増加傾向にあります。育児休業を利用しない主な理由については、父親と母親で違いがみられます。

育児休業の取得状況 [母親]

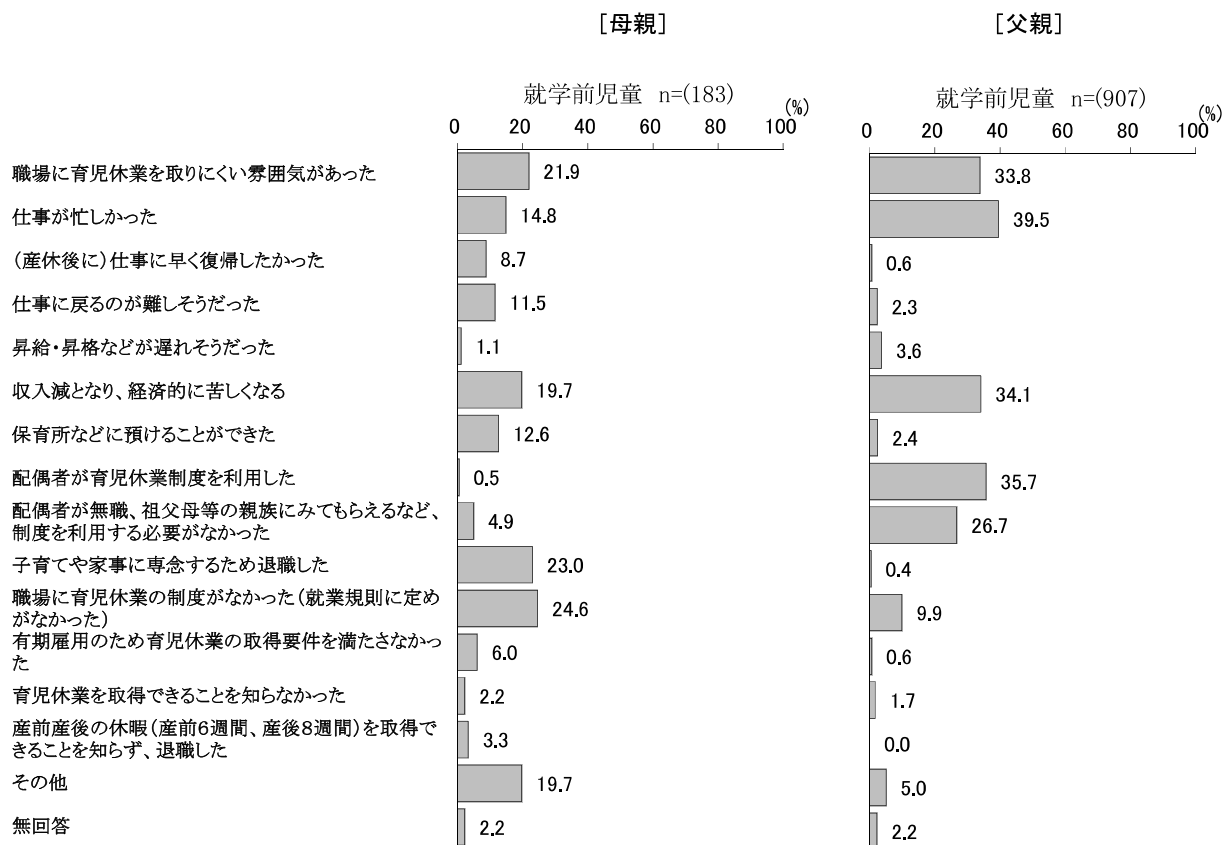


※グラフ中のnはサンプル数

育児休業の取得状況 [父親]



育児休業を取得しなかった理由



資料:八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(平成30年)

2 子育て家庭の状況（八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）

(1) ニーズ調査の概要

① ニーズ調査の目的

今後5年間の計画を策定するに当たり、乳幼児及び小学生の保育や教育、子育て支援などに関するニーズの把握・分析を行い、当市の現状と今後の課題を整理することを目的として、アンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

② ニーズ調査の実施方法・回答状況

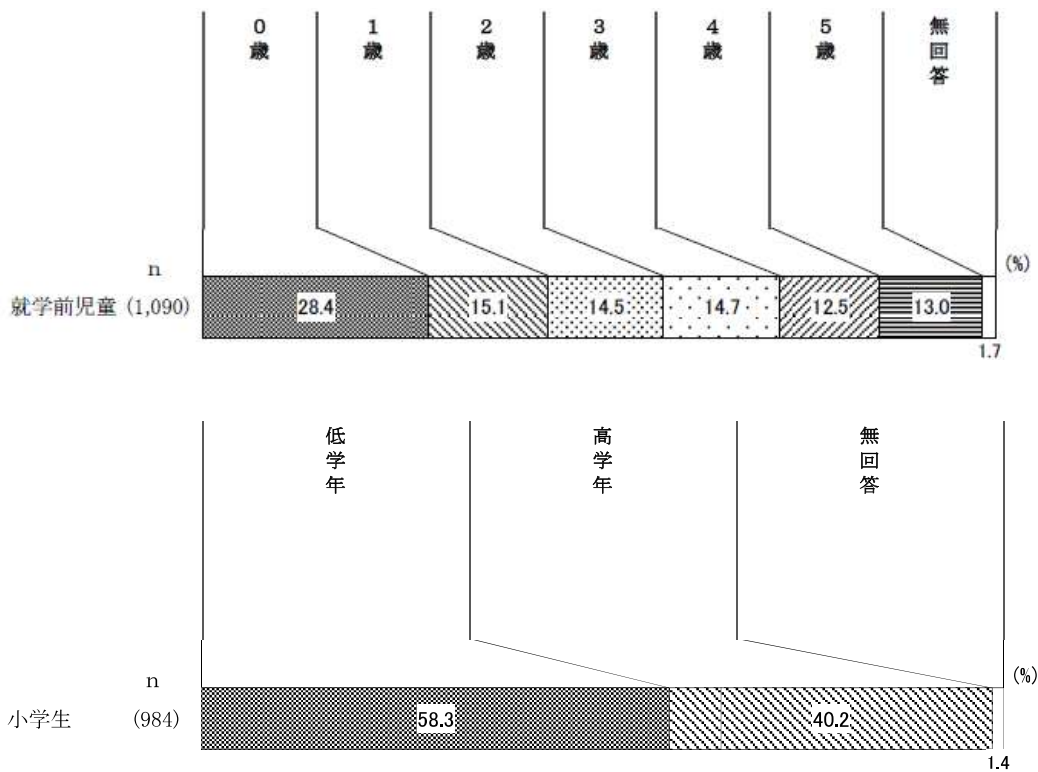
実施時期：平成30年11月14日～平成30年11月30日

調査対象：就学前児童の保護者…2,000人

小学生の保護者…1,800人

調査方法：住民基本台帳の中から一定条件のもとで無作為に抽出した児童の保護者に対し、郵送により調査票を配付・回収

③ ニーズ調査の回答状況(学齢・学年別)

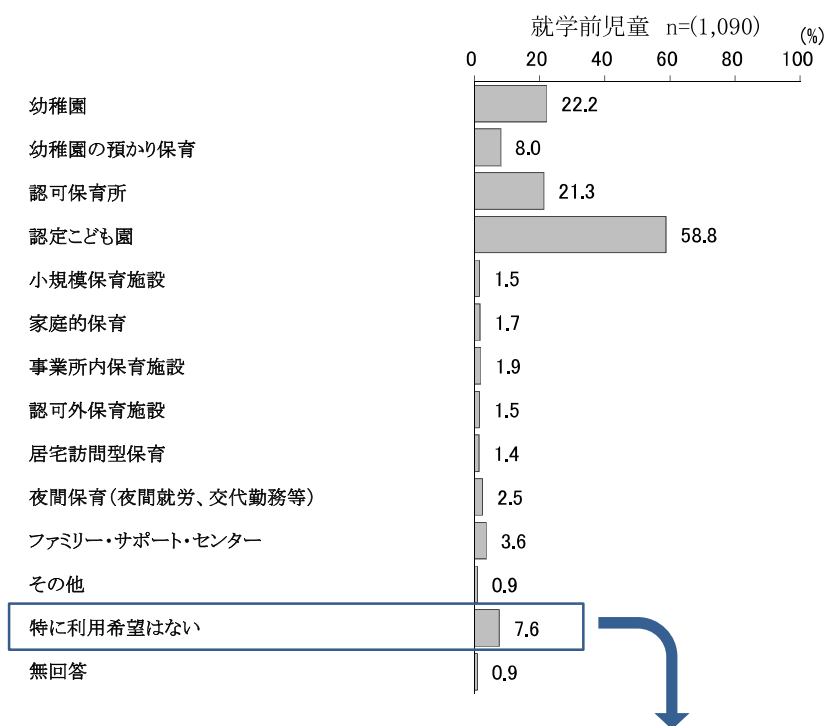


(2) ニーズ調査の分析と課題

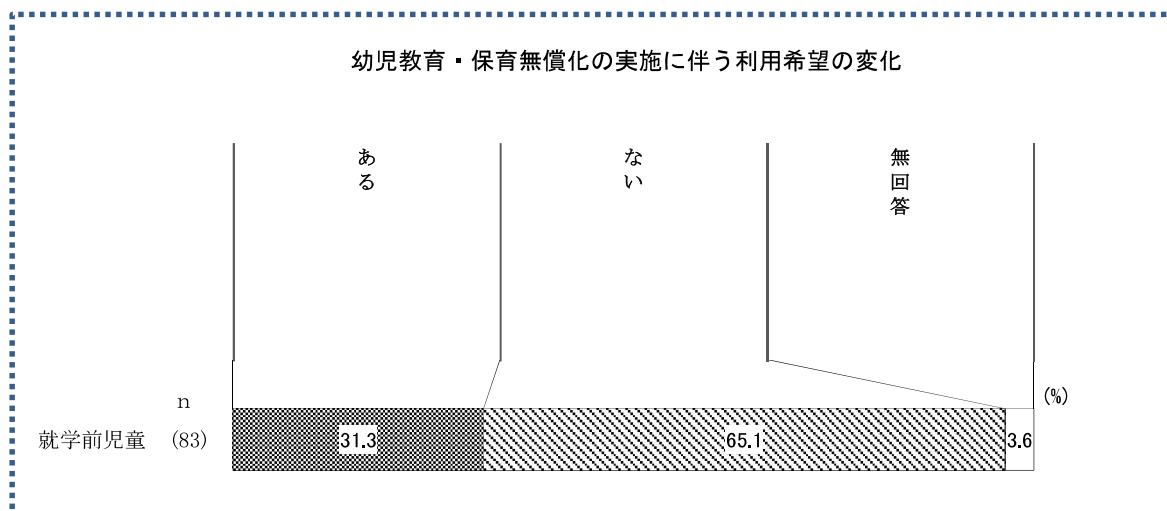
課題① ニーズに対応した幼児期の教育・保育事業等のあり方

現在、平日定期的にご利用している教育・保育事業と今後の利用希望をみると、幼稚園、保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多くなっています。また、現在、特に利用希望はない就学前児童の家庭が、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、利用を希望する意向が31.3%あることから、増加が見込まれるニーズへの対応が必要となります。

希望する定期的な教育・保育事業



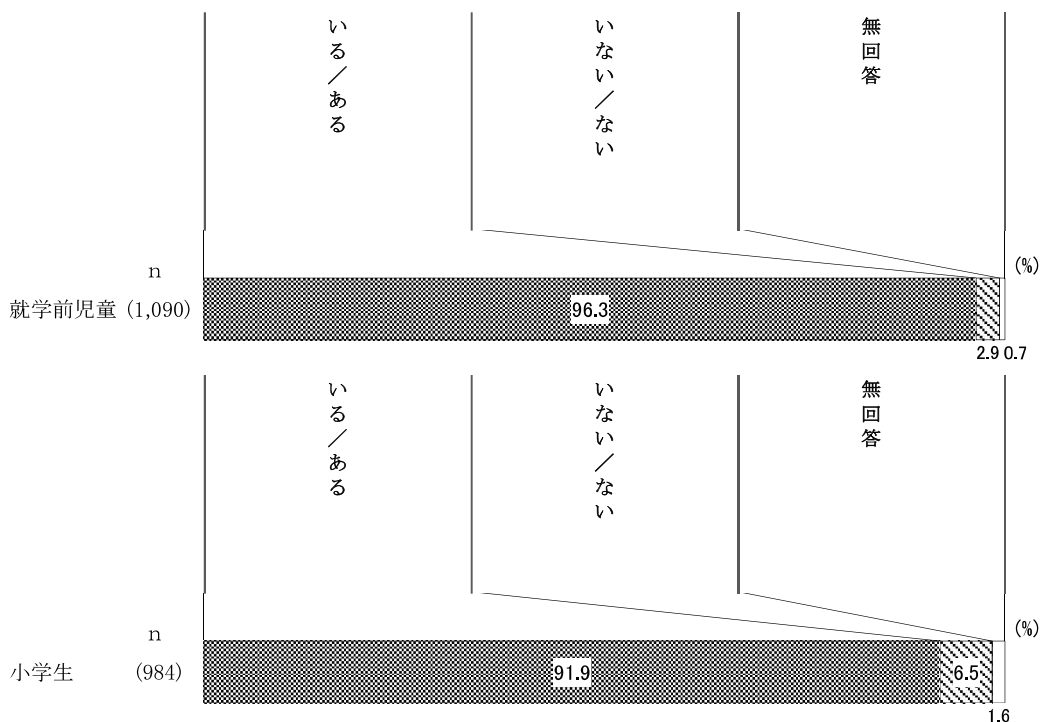
幼児教育・保育無償化の実施に伴う利用希望の変化



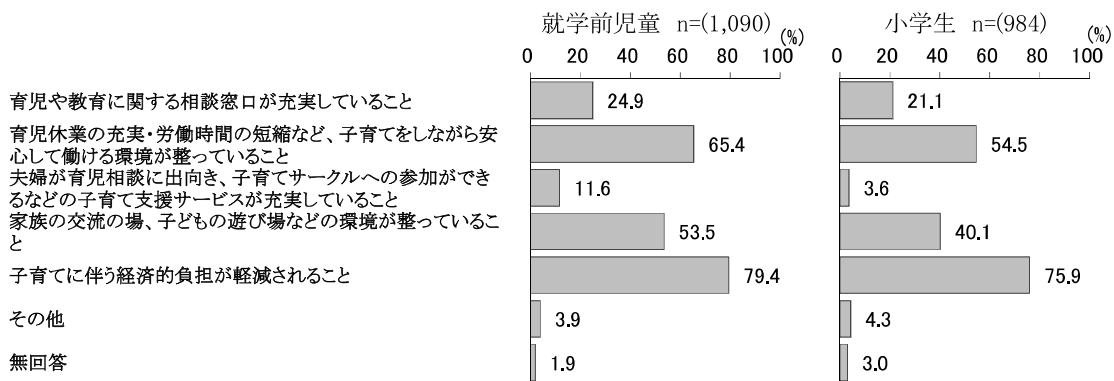
課題② 子育てに関する相談体制のあり方

子育てする上で気軽に相談できる相手がいない保護者は、就学前児童で2.9%、小学生で6.5%となっています。子育ての悩みを解消する対策として、「育児や教育に関する相談窓口が充実していること」、「夫婦が育児相談に出向き、子育てサークルへの参加ができるなどの子育て支援サービスが充実していること」と回答した人のうち、0歳児の保護者が占める割合は、それぞれ38.0%、49.2%と高くなっており、特に初めて子どもを授かる親に対する、妊娠・出産から子育てまでのきめ細やかな相談体制を構築することが必要となります。

気軽に相談できる人・場所の有無

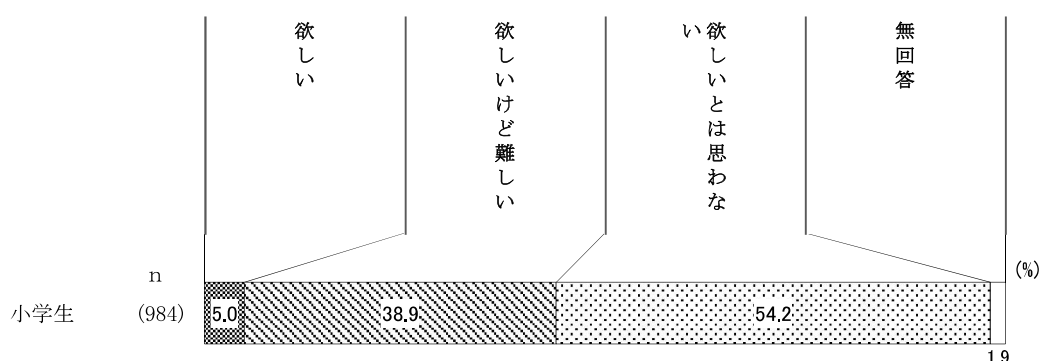
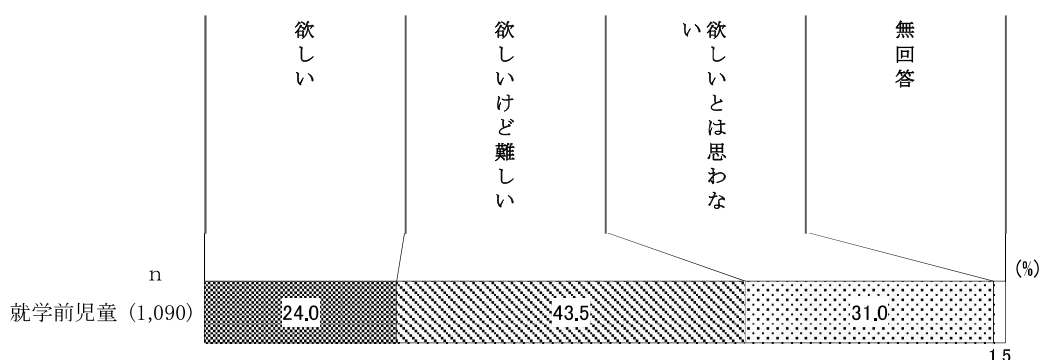


子育ての悩みを解消するために必要だと思うこと

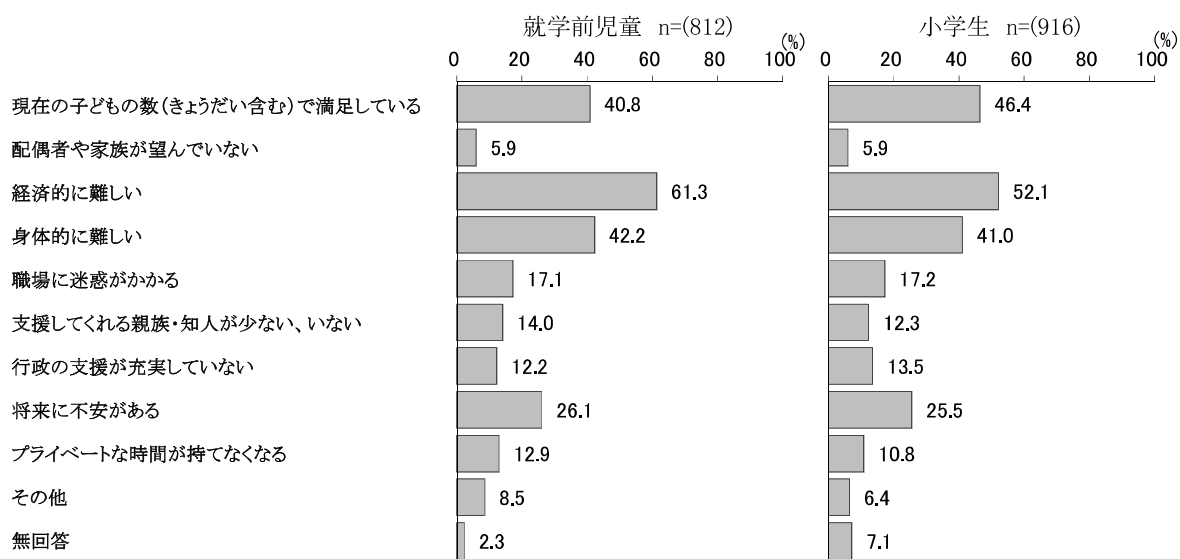


課題③ 子育て家庭に対する経済的支援や育児負担軽減のあり方

今後欲しい子どもの人数に対して、就学前児童では「欲しいけど難しい」(43.5%)、「欲しいとは思わない」(31.0%)という消極的な回答が多くを占めております。その理由としては、「経済的に難しい」(61.3%)、「身体的に難しい」(42.2%)、「現在の子どもの数で満足している」(40.8%)の順になっており、小学生でも同様の結果となっていることから、従来から実施している各種経済的支援や育児の負担軽減策の更なる推進が必要となります。



欲しいけど難しい・欲しいとは思わない理由

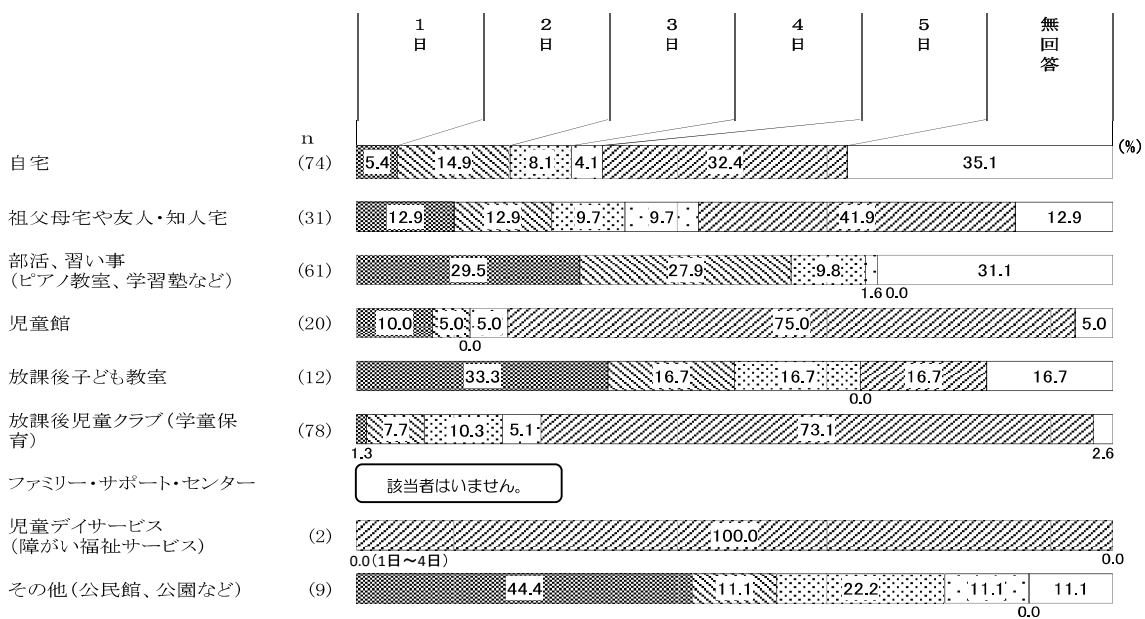


課題④ 放課後児童に対する事業のあり方

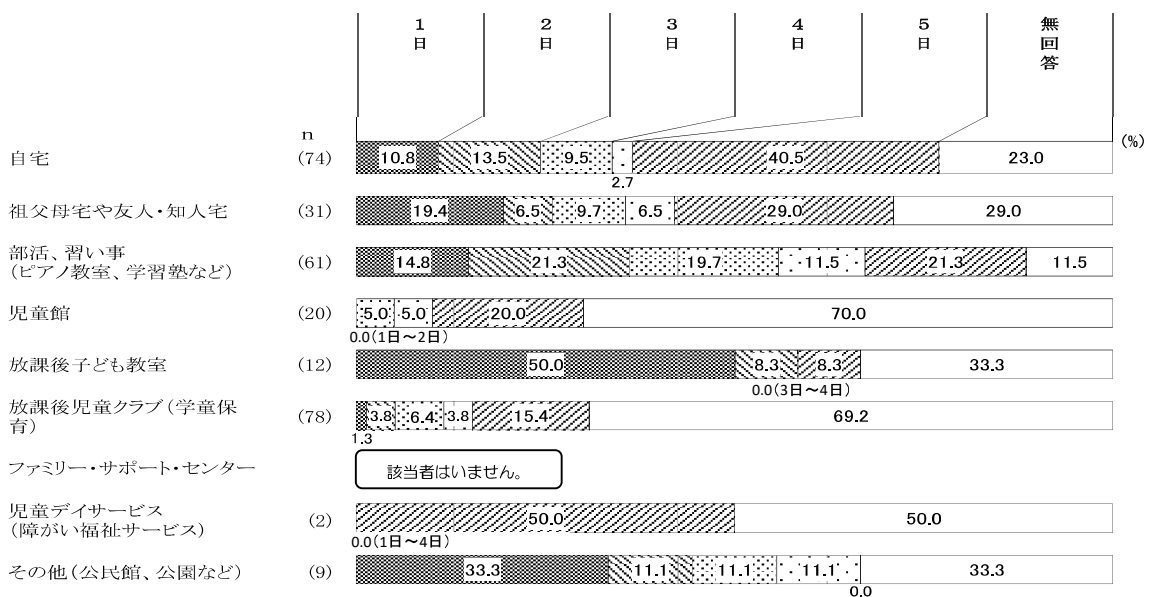
小学生の平日の放課後の過ごし方の現状と希望をみると、ともに上位は、「自宅」、「部活動、習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（現状18.7%・希望7.9%）であり、週5日の利用と希望が多く、利用時間は18～19時台の希望が多くなっています。

5歳以上の就学前児童の家庭の希望をみると、小学生に比べ、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望が多いほか、高学年の利用についても多くなっており、その結果を考慮した見込みの検討が必要となります。

希望日数（1週当たり）〔低学年時（1～3年生）〕



希望日数（1週当たり）〔高学年時（4～6年生）〕



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

未来を担う子どもを育てるまちづくり

本計画では、前期計画の考え方を継承し、当市における課題を解決するため、近年の子ども・子育てをめぐる社会状況などを踏まえながら、「未来を担う子どもを育てるまちづくり」を基本理念として、市民、関係団体、行政の協働のもと、計画の推進と施策の展開を図ります。

安心して子どもを生み育てることができ、未来の八戸市を担う一人一人の子どもが健やかに成長し、さらに子育て家庭のみならず、地域の人々がともに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 計画の基本目標

基本目標1 子どもと親の確かな健康づくり

具体的施策 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査や訪問指導等の充実を図ります。

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。

具体的施策(2) 幼児教育の充実

幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、子どもが円滑に小学校へ入学できるよう、施設及び保護者への支援を行うとともに、教育・保育施設と小学校の連携を図ります。

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上

子どもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

子どもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、社会での体験や活動の機会の充実を図ります。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進

具体的施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携を図り体制を整備し、子どもの保護・支援・虐待再発防止策の充実を図ります。

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

具体的施策(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係部署・機関等が連携して、子どもの貧困対策を推進します。

基本目標5 地域全体で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり

具体的施策(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、また、子ども自身が自分の身を守ることができるよう、地域全体で子どもを見守る環境や体制づくりを推進します。

具体的施策(2) 地域における子育て支援の充実

子どもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また、子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て家庭支援サービス及び経済的支援の充実を図ります。

2 施策の体系

| ライフ ステージ | 基本目標 | 具体的施策 | 指 標 |
|------------------|-------------------------------|--|--|
| 妊娠期 ↳ | 1 子どもと親の確かな健康づくり | 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査受診率 ・乳幼児健康診査受診率 |
| 乳幼児期 ↳ | 2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な保育サービスの提供 (2) 幼児教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童数 |
| 学童期 ↳ 青少年期 | 3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校・家庭・地域の教育力の向上 (2) 放課後児童の居場所づくり (3) 生きる力を育てる機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型教育推進校実施率 ・放課後児童クラブ待機児童数 |
| 共通 | 4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実 (4) 子どもの貧困対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給資格者における受給率 |
| | 5 地域全体で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全・安心なまちづくり (2) 地域における子育て支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合 |

第4章 具体的施策

基本目標1 子どもと親の確かな健康づくり

具体的施策 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査や訪問指導等の充実を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|----------|
| 1 | 子育て世代包括支援センター事業 | 妊娠期から子育て期にわたる妊産婦及び乳幼児とその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行う。 ①八戸市子育て世代包括支援センターの運営 ②産前産後サポート事業 ③産後ケア事業 | 健康づくり推進課 |
| 2 | 健康教育 | 下記事業を実施し、母子保健に関する知識の普及啓発を図る。 ①両親学級 ②すくすく離乳食教室 ③もぐもぐ幼児食教室 ④各地区健康教育 | 健康づくり推進課 |
| 3 | 健康相談 | 下記事業を実施し、妊産婦から乳幼児の個別の母子保健相談に対応し、適切な助言を行うとともに子育て等に関する不安の軽減を図る。 ①妊娠届出受理・母子健康手帳交付及びマタニティ健康相談 ②赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談 ③2～3歳児発達相談 ④3～5歳児発達相談 ⑤療育相談 ⑥各地区健康相談 | 健康づくり推進課 |
| 4 | 健康診査 | 妊婦から乳幼児の下記健康診査を実施し、疾病等の早期発見や早期治療に努めるとともに育児等に関する適切な助言を行う。 ①妊婦委託健康診査 ②妊婦歯科健康診査 ③乳児一般委託健康診査及び精密検診 ④先天性股関節脱臼健診 ⑤1歳6か月児健康診査及び精密検診 ⑥3歳児健康診査及び精密検診 ⑦1歳6か月児及び3歳児発達精密健康診査 | 健康づくり推進課 |
| 5 | 家庭訪問 | 下記訪問事業を実施し、妊産婦から乳幼児の健康管理を推進するとともに子育てに関する不安の解消を図る。 ①妊産婦・新生児（乳幼児）訪問指導 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③養育支援訪問事業 | 健康づくり推進課 |

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|-------------|
| 6 | 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業 | ハイリスク妊産婦が周産期母子センター（青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、岩手医科大学附属病院）へ通院・分娩・NICU等入院児の面会等をするために要する交通費及び宿泊費の助成を行い、妊産婦の経済的負担軽減を図る。 | 健康づくり推進課 |
| 7 | 乳幼児予防接種事業 | 予防接種法に基づき予防接種を実施し、乳幼児疾患の予防及び健全育成を図る。 | 保健予防課 |
| 8 | 休日・夜間の救急医療体制の確保 | 休日・夜間における急病患者のため、休日夜間急病診療所に小児科医を確保する。 | 総合保健センター推進室 |
| 9 | 親子の心ふれあう機会の提供 | 乳児を対象としたブックスタート事業により、絵本を介して親子が心ふれあうひとときをもつ機会を提供する。 | 図書館 |

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|--|--------|
| 10 | 時間外（延長）保育事業 | 保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行う。 | こども未来課 |
| 11 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 保護者の疾病その他の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、短期間子どもを保護する。 | 子育て支援課 |
| 12 | 一時預かり事業 | 幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる（幼稚園型）ほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等で子どもを預かる（一般型）。 | こども未来課 |
| 13 | 病児・病後児保育事業 | 病気の回復期に至っていないが、症状が安定している子ども（病児）、及び病気の回復期にあるが、集団保育が困難な子ども（病後児）を保育する。 | こども未来課 |
| 14 | 休日保育の実施 | 休日に保育が必要な子どもを保育する。 | こども未来課 |
| 15 | 認可外保育施設助成事業 | 認可外保育施設に対し、子どもの健診費、保育材料費を助成する。 | こども未来課 |
| 16 | 第3子以降の保育料軽減 | 教育・保育施設を利用する0歳から2歳児クラスの第3子以降の子どもの保育料を軽減する。 | こども未来課 |

具体的施策(2) 幼児教育の充実

幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、子どもが円滑に小学校へ入学できるよう、施設及び保護者への支援を行うとともに、教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-----------------|
| 17 | 幼稚園補助事業 | 幼児教育振興のため、幼稚園等に対し教育備品購入費を補助する。 | 学校教育課 |
| 18 | 幼保小連携推進事業 | 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が連携し、子どもの発達や教育内容について理解を深め、子どもの学びの連続性を図る。 | 教育指導課 こども未来課 |

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上

子どもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------------------|---|-----------|
| 19 | 小・中ジョイントスクール推進事業 | 各中学校区の小・中学校が連携し、「中1ギャップ」等の解消、学びと発達の連続性、確かな学力の保証を目指して、研修会の開催や情報交換等を行う。 | 教育指導課 |
| 20 | 学校における相談体制の充実（八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業） | いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、その状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を整備する。 | 教育指導課 |
| 21 | 心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援 | 相談対応、不登校状態の子どもを対象とした適応指導教室などにより総合的・継続的な支援体制をこども支援センターに確立することにより、子どもと保護者への適切な支援と教育環境の充実に努める。 | こども支援センター |
| 22 | 家庭の教育力充実事業 | 家庭教育に関する研修会や子育て・親育ち講座等を実施し、家庭における教育力の充実に図る。 | 社会教育課 |
| 23 | 地域密着型教育推進事業 | 児童生徒の確かな学びと豊かな育ちに資することを目的として、地域住民及び保護者等の学校教育への参画を進める。 | 教育指導課 |
| 24 | 小・中学校における食育の推進 | 児童生徒が生涯にわたり、健全な食生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、栄養教諭や学校栄養職員を活用し、「食」や肥満防止に関する指導の推進を図る。 | 学校教育課 |
| 25 | いのちを育む教育アドバイザー事業 | 医師が中学校を訪問して講演や指導を行い、生徒の性に関わる諸問題に対して適切に判断し対処できる資質や能力の育成を支援する。 | 教育指導課 |

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|---|--------|
| 26 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 保護者が日中家庭にいない児童を対象に、支援員による指導のもとで安全な生活の場を提供する。 | 子育て支援課 |
| 27 | 放課後子ども教室推進事業 | 全ての児童に対し、地域住民の参画を得て学校等を活用し、放課後や週末等における体験活動や地域住民との交流活動を行う。 | 子育て支援課 |
| 28 | 新・放課後子ども総合プランの推進 | (※) 下記参照 | 子育て支援課 |

(※)新・放課後子ども総合プランの推進

【概要】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進する目的で、平成30年9月に文部科学省と厚生労働省が連携して策定したものです。

【推進方策等】

放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、本市においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、上表に加え下表に掲げる事業を推進していきます。

| 項目 | | 推進方策等 |
|----|---|---|
| ① | 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量 | ※35ページ「(5)放課後児童健全育成事業」参照 |
| ② | 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量 | 5か所 |
| ③ | 放課後子ども教室の令和5年度末までの実施計画 | 教育委員会との連携等により、毎年度1か所以上の放課後子ども教室の新規開設を図る。 |
| ④ | 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 | 学校施設内に放課後児童クラブを開設している又は新規に開設・移設する小学校においては、一体型としての連携事例を紹介し、同校内での放課後子ども教室の新規開設を進める。 |
| ⑤ | 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策 | 放課後児童クラブを移設する場合や、学校施設の増改築又は大規模改修工事等が実施される場合には、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブの学校施設内への移設を進める。 |

| 項目 | | 推進方策等 |
|----|---|---|
| ⑥ | 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 | 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を学校施設内で実施するに当たり、学校施設の管理運営上の取決めを文書化し、責任体制の明確化を図る。 |
| ⑦ | 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 | 放課後児童クラブの支援員等を対象とした研修会等により、特別な配慮を必要とする児童への理解を深める機会を確保するほか、関係機関と連携して個々の実情に合った適切な支援を図る。 |
| ⑧ | 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 | 各放課後児童クラブに対し、地域の実情や利用者のニーズに応じた開所時間を設定するよう働きかけを行うとともに、開所時間延長が困難なクラブに対しては、課題解決に向けて支援する。 |
| ⑨ | 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割（※下記参照）をさらに向上させていくための方策 | 国の放課後児童クラブ運営指針を基に、八戸市放課後児童健全育成事業ガイドラインを改定し、放課後児童クラブの質の向上を図る。 |
| ⑩ | 放課後児童クラブの役割（※下記参照）を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 | 八戸市放課後児童健全育成事業ガイドラインを改定し、ホームページ等で公開するとともに、各放課後児童クラブ、小学校、公民館等に配布し、利用者や地域住民への周知を図る。 |

※放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

子どもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、社会での体験や活動の機会の充実を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|-------|
| 29 | さわやか八戸グッジョブウィーク事業 | 中学校2年生を対象として、地域の事業所における3～5日間の職場体験活動を通して、望ましい勤労観及び職業観を育成する。 | 教育指導課 |
| 30 | 読書に親しむ機会の充実 | 小学生を対象としたマイブック推進事業により、子どもが本に親しむ機会をつくり、子どもの読書活動の推進を図る。 | 教育指導課 |
| 31 | 青少年の地域活動 | 中・高生がボランティア活動を通して地域社会の一員としての自覚を深め、健全な仲間づくりや障がいのある生徒との相互理解と仲間意識の形成を図る。 | 教育指導課 |

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進

具体的施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえながら関係機関との連携を図り、体制を整備し、子どもの保護・支援・虐待再発防止策の充実を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|---------------------------------|
| 32 | 「八戸版ネウボラ」の推進※ | 「子ども家庭総合支援拠点」設置を進め、「子育て世代包括支援センター」、「こども支援センター」等との連携を強化し、妊娠期から子育て期及び社会的自立まで、切れ目のない一体的な支援を行う。 | 健康づくり推進課 子育て支援課 こども支援センター |
| 33 | 虐待等に対する関係機関の連携 | 児童虐待や家庭問題等に対し、要保護児童対策地域協議会実務者会議等の実施により関係機関で情報交換を行うとともに、横断的な連携を図り早期発見・早期対応を行う。 | 子育て支援課 |
| 34 | 家庭相談員による相談体制の充実 | 子どもの心身発達、子育ての不安、家族関係、集団生活等に関し、保護者や関係機関からの相談に応じる。 | 子育て支援課 |
| 35 | 児童虐待防止及びDV防止の啓発活動 | 児童虐待防止及びDV防止啓発活動を行う。特に11月は、「児童虐待防止推進月間」であり、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発期間が含まれることから、重点的に実施する。 | 子育て支援課 |

※ネウボラ(フィンランド語):ネウボ(neuvo)は助言・アドバイス、ラ(la)は場、場所の意。

フィンランドにおいては、妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置・運営する拠点のことをいう。日本では、平成26年12月閣議決定のまち・ひと・しごと創生総合戦略において「フィンランドにおいて実施されている包括的な相談支援機関(ネウボラ)による支援を参考に」とうたわれている。

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|--|--------|
| 36 | 女性相談員及び母子・父子自立支援員による相談体制の充実 | 配偶者からの暴力やひとり親家庭の社会生活の問題等について相談に応じ、自立・就労に必要な支援や情報提供を行う。 | 子育て支援課 |
| 37 | 母子家庭等自立支援教育訓練助成事業 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が、自立就労に効果的と認められる講座等を受講した場合、受講料の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 38 | ひとり親家庭への経済的支援 | ひとり親家庭の福祉増進、子どもの健やかな成長を図るため、手当支給や医療費助成等を行う。 | 子育て支援課 |
| 39 | 遺児等援護対策事業 | 遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、入学・卒業祝金や弔慰金の給付を行う。 | 子育て支援課 |
| 40 | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋げていくため、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため受講費用の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 41 | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 | ひとり親家庭及び寡婦の自立のため、就業相談の実施、就業支援講習、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供し、ひとり親家庭等への就業の支援を行うとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図る。 ①就業相談受付 ②就業に結びつきやすい資格取得のための就業支援講習会の実施 ③公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供 ④企業と連携した内職の斡旋 ⑤弁護士による法律相談 | 子育て支援課 |
| 42 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 母子家庭または父子家庭及び寡夫が、自立のための修学・疾病等の事由により生活援助及び保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、無料で家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。 | 子育て支援課 |
| 43 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について給付金を支給する。 | 子育て支援課 |

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|-----------|
| 44 | 障がい児及びその家庭への適切な支援 | 関係機関との連携を図り、発達に応じた支援サービスや手当支給を行う。 ①障害児通所支援給付費 ②障害児支援利用計画作成費 ③高額障害児通所給付費 ④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金 ⑤障害児福祉手当 ⑥重度障害児日常生活用具給付費 ⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費 ⑧身体障害児補装具費 | 障がい福祉課 |
| 45 | 軽・中程度障がい児保育事業 | 軽・中程度の障がい児を対象に、保育施設で集団保育を行い、子どもの成長発達が図られるよう支援する。 | こども未来課 |
| 46 | 特別支援教育アシスト事業 | 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に特別支援アシスタントを配置し、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う。 | こども支援センター |

具体的施策(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係部署・機関等が連携して子どもの貧困対策を推進します。

①教育の支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|---|---|-------|
| 47 | 八戸市生活困窮者等学習支援事業「レディスタ」 | 経済的な理由等から学習環境が整わない中学生・高校生(概ね18歳迄で学習意欲のある者)を対象に、拠点型(常設)の学習支援を中心とし、アウトリーチ・通信添削を含めた幅広い支援を行う。さらに、学習会場へ通うことが困難な地域に対して、夏休み等の長期休みを利用した体験教室を開催する。また、社会性の育成、日常生活習慣の形成といった居場所作りも提供する。 | 生活福祉課 |
| 48 | 就学援助 | 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費を支給する。 | 学校教育課 |
| 49 | 学校における相談体制の充実(八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業)【再掲】 | いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、その状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を整備する。 | 教育指導課 |

②生活の支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|--------|
| 50 | 家庭相談員による相談体制の充実【再掲】 | 子どもの心身発達、子育ての不安、家族関係、集団生活等に関し、保護者や関係機関からの相談に応じる。 | 子育て支援課 |
| 51 | 子育て短期支援事業（ショートステイ）【再掲】 | 保護者の疾病その他の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、短期間子どもを保護する。 | 子育て支援課 |
| 52 | 市営住宅における優先入居 | 市営住宅への入居に際し、多子世帯、母子・父子世帯、DV被害者世帯、障がい児のいる世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。 | 建築住宅課 |

③保護者に対する就労の支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|------------------------------|--|--------|
| 53 | 母子家庭等自立支援教育訓練助成事業【再掲】 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が、自立就労に効果的と認められる講座等を受講した場合、受講料の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 54 | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】 | ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋げていくため、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため受講費用の一部を助成する。 | 子育て支援課 |
| 55 | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業【再掲】 | ひとり親家庭及び寡婦の自立のため、就業相談の実施、就業支援講習、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供し、ひとり親家庭等への就業の支援を行うとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図る。 ①就業相談受付 ②就業に結びつきやすい資格取得のための就業支援講習会の実施 ③公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供 ④企業と連携した内職の斡旋 ⑤弁護士による法律相談 | 子育て支援課 |
| 56 | ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】 | 母子家庭または父子家庭及び寡夫が、自立のための修学・疾病等の事由により生活援助及び保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、無料で家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。 | 子育て支援課 |
| 57 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業【再掲】 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について給付金を支給する。 | 子育て支援課 |

④経済的支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|--------|
| 58 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子及び父子家庭、並びに、寡婦の方々を対象に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、12種類の資金により貸付を行う。 | 子育て支援課 |
| 59 | 子ども医療費の助成 | 子どもの健康の保持及び増進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生に相当する年齢までの子どもを対象とし、保険診療の一部負担金を助成する。 | 子育て支援課 |
| 60 | ひとり親家庭への経済的支援【再掲】 | ひとり親家庭の福祉増進、子どもの健やかな成長を図るため、手当支給や医療費助成等を行う。 | 子育て支援課 |

基本目標5 地域全体で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり

具体的施策(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、また、子ども自身が自分の身を守ることができるよう、地域全体で子どもを見守る環境や体制づくりを推進します。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|--|-------------------|
| 61 | 交通安全・地域安全・防災教育の推進 | 子ども自身が交通事故や犯罪に遭わないよう、また、災害時に自らの命を守ることができるように、そして保護者や地域住民が子どもを守ることができるよう、教室の実施や広報活動を行う。 | くらし交通安全課 教育指導課 |
| 62 | 子どもの通学時の安全確保 | 新入学児童への安全帽配付及び交通災害共済掛金負担、小学校への通学路用ストップマーク配付等を行い、子どもの交通安全対策を図る。 | くらし交通安全課 |
| 63 | 防犯に係る関係機関との連携 | 警察や地域組織との連携を図り、情報収集や防犯活動の支援を行う。 | くらし交通安全課 |
| 64 | 少年相談センター活動 | 子どもを非行から守るため、街頭指導、少年指導員研修会、少年相談、社会環境調査、広報誌の発行を行う。 | 教育指導課 |
| 65 | 安全・安心情報システム（ほっとスルメール） | 災害や犯罪に強い安全な地域づくりを目的として、緊急情報をはじめ、気象、火災、防犯、交通安全、消費生活などに関する情報を、登録された市民の携帯電話等へ電子メールで配信するほか、スマートフォン向けアプリでも配信する。 | 防災危機管理課 |
| 66 | 市営住宅における優先入居【再掲】 | 市営住宅への入居に際し、多子世帯、母子・父子世帯、DV被害者世帯、障がい児のいる世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。 | 建築住宅課 |
| 67 | 児童館耐震化事業 | 子どもの生活の場である児童館の安全・安心を確保するため、旧耐震基準に基づいて建築された児童館の耐震化を図る。 | 子育て支援課 |
| 68 | 八戸市地域の安心・安全見守り事業 | 子ども等を含む配慮が必要な方々の地域での安心・安全な生活を確保するため、市と事業者間で協定を締結し、通報体制の構築及び対応・情報交換等を行う。 | 福祉政策課 |

具体的施策(2) 地域における子育て支援の充実

子どもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また、子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て支援及び経済的支援の充実を図ります。

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組の内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|---|---------|
| 69 | 地域子育て支援拠点事業 | 保育施設等において、地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る。 | こども未来課 |
| 70 | 子育てつどいの広場 | 親子が集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行う。 | こども未来課 |
| 71 | 子育てサロン事業 | 孤立した子育てとならないよう、地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場として、子育てサロンの運営を支援する。 | こども未来課 |
| 72 | ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、支援したい人（提供会員）の相互間で育児援助を行う。 | 子育て支援課 |
| 73 | 児童館運営事業 | 全ての子どもを対象とし、遊びや活動の場となるほか、子育て家庭への支援等、地域の活動拠点となる施設を運営する。 | 子育て支援課 |
| 74 | 児童館母親クラブ活動 | 児童館を拠点とし、親子及び世代間の交流、文化活動・児童養育に関する研修会活動、子どもの事故防止のための活動等を行い、子どもの健全育成を図る。 | 子育て支援課 |
| 75 | 仕事と家庭の両立に関する啓発事業 | 仕事と家庭の両立について、情報誌や事業者向けの広報誌等に掲載し、啓発を行う。 | 市民連携推進課 |
| 76 | 子ども医療費の助成【再掲】 | 子どもの健康の保持及び増進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生に相当する年齢までの子どもを対象とし、保険診療の一部負担金を助成する。 | 子育て支援課 |
| 77 | 児童手当 | 次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学生までの子どもを養育している者に対し、手当支給を行う。 | 子育て支援課 |
| 78 | 子育て情報整備事業 | 子育て情報の周知及び充実を図るため、子育て情報サイトの開設及びメールマガジンの配信を行う。 | 子育て支援課 |
| 79 | 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び自立支援事業 | 小児慢性特定疾病児童等に係る医療費の一部を助成する。また、小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を行う。 | 保健予防課 |
| 80 | 未熟児養育医療給付事業 | 養育のため入院することを必要とする未熟児に対し、退院まで（最長1歳の誕生日の前々日まで）の医療を給付する。 | 保健予防課 |

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

◆教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法において、教育・保育提供区域とは「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し推進していくこととなります。

◆就学前児童の人口推計

| 年齢 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 1,471 | 1,419 | 1,369 | 1,320 | 1,276 |
| 1歳 | 1,560 | 1,494 | 1,441 | 1,390 | 1,340 |
| 2歳 | 1,534 | 1,541 | 1,476 | 1,424 | 1,373 |
| 3歳 | 1,695 | 1,517 | 1,524 | 1,460 | 1,409 |
| 4歳 | 1,652 | 1,691 | 1,513 | 1,520 | 1,456 |
| 5歳 | 1,745 | 1,635 | 1,674 | 1,498 | 1,505 |
| 計 | 9,657 | 9,297 | 8,997 | 8,612 | 8,359 |

(人)

◆教育・保育施設数及び定員数(令和2年4月1日現在)

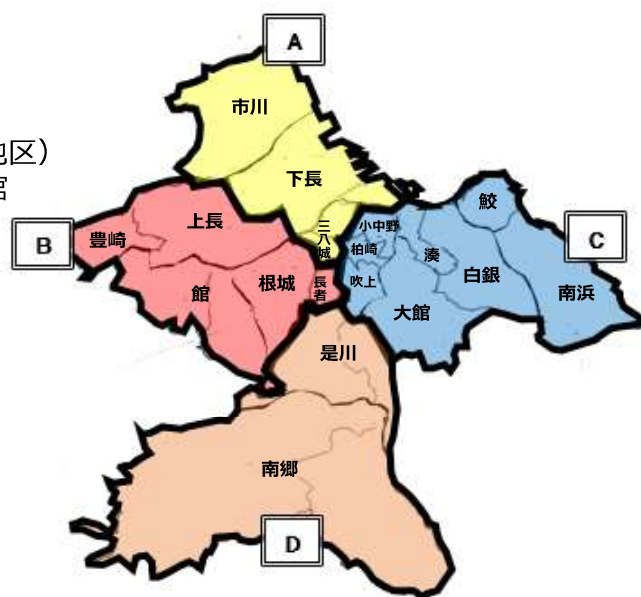
| 区分 | 施設数 (箇所) | 定員数(人) ※認可又は認定された定員数 | |
|-------------|-------------|-------------------------|-------|
| | | 教育部分 | 保育部分 |
| 私立幼稚園 | 13 | 917 | — |
| 私立保育所 | 17 | — | 990 |
| 保育所型認定こども園 | 13 | 114 | 975 |
| 幼保連携型認定こども園 | 51 | 1,096 | 4,059 |
| 幼稚園型認定こども園 | 2 | 101 | 79 |
| 小規模保育事業 | 2 | — | 37 |
| 計 | 98 | 2,228 | 6,140 |

◆教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

| 支給認定区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 施設・事業 | 提供区域 |
|--------|-------|--------|--------------------------|------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | なし | 幼稚園、認定こども園（教育部分） | 市全域 |
| 2号認定 | 満3歳以上 | あり | 保育所、認定こども園（保育部分） | 4地区 |
| 3号認定 | 満3歳未満 | あり | 保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業 | |

(※) 4地区の提供区域

- A 北部地区（市川・下長・三八城地区）
- B 西部地区（豊崎・上長・館・根城・長者地区）
- C 東部地区（吹上・小中野・柏崎・湊・白銀・鮫・南浜地区）
- D 南部地区（是川・南郷地区）



◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域

| 事業 | 提供区域 |
|--------------------------------------|---------|
| 利用者支援事業 | 市全域 |
| 時間外（延長）保育事業 | 4地区 |
| 実費徴収に伴う補足給付事業 | 市全域 |
| 多様な主体の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費） | |
| 放課後児童健全育成事業 | 小学校30校区 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 市全域 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| 養育支援訪問事業 | |
| 地域子育て支援拠点事業 | |
| 一時預かり事業 | |
| 病児・病後児保育事業 | |
| ファミリー・サポート・センター事業 | |
| 妊婦健診事業 | |

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

◆1号認定(教育ニーズ)の量の見込み及び確保方策

| 市全体 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 量の見込み | | 1,911 | 1,817 | 1,768 | 1,680 | 1,640 |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| ② 確保方策 計 | | 2,228 | 2,228 | 2,228 | 2,228 | 2,228 |
| ②－① | | 317 | 411 | 460 | 548 | 588 |

(人)

【確保方策の内容】

○市全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設（保育施設から認定こども園への移行を予定している施設を含む）により確保します。

◆2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策

【市全体】

| 2号認定 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 量の見込み | | 3,323 | 3,161 | 3,075 | 2,922 | 2,852 |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設 | 3,325 | 3,325 | 3,325 | 3,325 | 3,325 |
| | 企業主導型地域枠 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ② 確保方策 計 | | 3,330 | 3,330 | 3,330 | 3,330 | 3,330 |
| ②－① | | 7 | 169 | 255 | 408 | 478 |

(人)

(人)

| 3号認定 | | 2年度 | | | 3年度 | | | 4年度 | | |
|----------|-----------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① 量の見込み | | 2,805 | 2,109 | 696 | 2,739 | 2,067 | 672 | 2,635 | 1,987 | 648 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 2,778 | 2,081 | 697 | 2,778 | 2,081 | 697 | 2,778 | 2,081 | 697 |
| | 特定地域型保育事業 | 37 | 27 | 10 | 37 | 27 | 10 | 37 | 27 | 10 |
| | 企業主導型地域枠 | 22 | 15 | 7 | 22 | 15 | 7 | 22 | 15 | 7 |
| | 上記以外 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 2,842 | 2,128 | 714 | 2,842 | 2,128 | 714 | 2,842 | 2,128 | 714 |
| ②－① | | 37 | 19 | 18 | 103 | 61 | 42 | 207 | 141 | 66 |

| 3号認定 | | 5年度 | | | 6年度 | | |
|----------|-----------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① 量の見込み | | 2,542 | 1,917 | 625 | 2,451 | 1,848 | 603 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 2,778 | 2,081 | 697 | 2,778 | 2,081 | 697 |
| | 特定地域型保育事業 | 37 | 27 | 10 | 37 | 27 | 10 |
| | 企業主導型地域枠 | 22 | 15 | 7 | 22 | 15 | 7 |
| | 上記以外 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 2,842 | 2,128 | 714 | 2,842 | 2,128 | 714 |
| ②－① | | 300 | 211 | 89 | 391 | 280 | 111 |

※満3歳未満児の保育利用率(利用定員数／満3歳未満児の推計児童数)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育利用率 | 62.3% | 63.8% | 66.3% | 68.7% | 71.2% |
| 満3歳未満児の利用定員数(人) | 2,842 | 2,842 | 2,842 | 2,842 | 2,842 |
| 満3歳未満児の推計児童数(人) | 4,565 | 4,454 | 4,286 | 4,134 | 3,989 |

【確保方策の内容】

○市全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっておりますが、不足が生じている地域については、他の区域において確保を図るほか、既存施設の利用定員の増加及び定員の弾力化による受入れ等により確保します。

◆認定こども園への移行に係る需給調整について

国の基本指針において、認定こども園への移行を促進する観点から、既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の特例措置を設けていることから、本市では、既存の幼稚園や保育所が移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り原則として、認可・認定を行うこととします。なお、認可・認定に当たっては、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえ、必要な利用定員数を設定します。

【A 北部地区(市川・下長・三八城地区)】

(人)

| 2号認定 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|-----------|------|------|-----|-----|-----|
| ① 量の見込み | | 762 | 725 | 705 | 670 | 654 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 708 | 708 | 708 | 708 | 708 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 708 | 708 | 708 | 708 | 708 |
| ②-① | | ▲ 54 | ▲ 17 | 3 | 38 | 54 |

| 3号認定 | | 2年度 | | | 3年度 | | | 4年度 | | |
|----------|-----------|------|------|-----|------|------|-----|-----|------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① 量の見込み | | 649 | 505 | 144 | 634 | 495 | 139 | 610 | 476 | 134 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 602 | 449 | 153 | 602 | 449 | 153 | 602 | 449 | 153 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型地域枠 | 6 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 608 | 454 | 154 | 608 | 454 | 154 | 608 | 454 | 154 |
| ②-① | | ▲ 41 | ▲ 51 | 10 | ▲ 26 | ▲ 41 | 15 | ▲ 2 | ▲ 22 | 20 |

| 3号認定 | | 5年度 | | | 6年度 | | |
|----------|-----------|-----|------|-----|-----|------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① 量の見込み | | 588 | 459 | 129 | 568 | 443 | 125 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 602 | 449 | 153 | 602 | 449 | 153 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型地域枠 | 6 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 608 | 454 | 154 | 608 | 454 | 154 |
| ②-① | | 20 | ▲ 5 | 25 | 40 | 11 | 29 |

【B 西部地区(豊崎・上長・館・根城・長者地区)】

(人)

| 2号認定 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① 量の見込み | | 917 | 872 | 849 | 807 | 787 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 932 | 932 | 932 | 932 | 932 |
| | 企業主導型地域枠 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ② 確保方策 計 | | 937 | 937 | 937 | 937 | 937 |
| ②-① | | 20 | 65 | 88 | 130 | 150 |

| 3号認定 | | 2年度 | | | 3年度 | | | 4年度 | | |
|----------|-----------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① 量の見込み | | 742 | 557 | 185 | 724 | 546 | 178 | 697 | 525 | 172 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 757 | 579 | 178 | 757 | 579 | 178 | 757 | 579 | 178 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型地域枠 | 16 | 10 | 6 | 16 | 10 | 6 | 16 | 10 | 6 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 773 | 589 | 184 | 773 | 589 | 184 | 773 | 589 | 184 |
| ②-① | | 31 | 32 | ▲ 1 | 49 | 43 | 6 | 76 | 64 | 12 |

| 3号認定 | | 5年度 | | | 6年度 | | |
|----------|-----------|-----|------|-----|-----|------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① 量の見込み | | 672 | 506 | 166 | 648 | 488 | 160 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 757 | 579 | 178 | 757 | 579 | 178 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型地域枠 | 16 | 10 | 6 | 16 | 10 | 6 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 計 | | 773 | 589 | 184 | 773 | 589 | 184 |
| ②-① | | 101 | 83 | 18 | 125 | 101 | 24 |

【C 東部地区(吹上・小中野・柏崎・湊・大館・白銀・鮫・南浜地区)】

(人)

| 2号認定 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 量の見込み | 1,515 | 1,441 | 1,402 | 1,332 | 1,300 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 1,521 | 1,521 | 1,521 | 1,521 | 1,521 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② | 確保方策 計 | 1,521 | 1,521 | 1,521 | 1,521 | 1,521 |
| | ②-① | 6 | 80 | 119 | 189 | 221 |

| 3号認定 | | 2年度 | | | 3年度 | | | 4年度 | | |
|----------|-----------|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① | 量の見込み | 1,337 | 985 | 352 | 1,306 | 966 | 340 | 1,256 | 928 | 328 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 1,294 | 964 | 330 | 1,294 | 964 | 330 | 1,294 | 964 | 330 |
| | 特定地域型保育事業 | 37 | 27 | 10 | 37 | 27 | 10 | 37 | 27 | 10 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 |
| ② | 確保方策 計 | 1,336 | 996 | 340 | 1,336 | 996 | 340 | 1,336 | 996 | 340 |
| | ②-① | ▲1 | 11 | ▲12 | 30 | 30 | 0 | 80 | 68 | 12 |

| 3号認定 | | 5年度 | | | 6年度 | | |
|----------|-----------|-------|------|-----|-------|------|-----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① | 量の見込み | 1,212 | 896 | 316 | 1,168 | 863 | 305 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 1,294 | 964 | 330 | 1,294 | 964 | 330 |
| | 特定地域型保育事業 | 37 | 27 | 10 | 37 | 27 | 10 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 |
| ② | 確保方策 計 | 1,336 | 996 | 340 | 1,336 | 996 | 340 |
| | ②-① | 124 | 100 | 24 | 168 | 133 | 35 |

【D 南部地区(是川・南郷地区)】

(人)

| 2号認定 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | 量の見込み | 129 | 123 | 119 | 113 | 111 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 164 | 164 | 164 | 164 | 164 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② | 確保方策 計 | 164 | 164 | 164 | 164 | 164 |
| | ②-① | 35 | 41 | 45 | 51 | 53 |

| 3号認定 | | 2年度 | | | 3年度 | | | 4年度 | | |
|----------|-----------|-----|------|----|-----|------|----|-----|------|----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① | 量の見込み | 77 | 62 | 15 | 75 | 60 | 15 | 72 | 58 | 14 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 125 | 89 | 36 | 125 | 89 | 36 | 125 | 89 | 36 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② | 確保方策 計 | 125 | 89 | 36 | 125 | 89 | 36 | 125 | 89 | 36 |
| | ②-① | 48 | 27 | 21 | 50 | 29 | 21 | 53 | 31 | 22 |

| 3号認定 | | 5年度 | | | 6年度 | | |
|----------|-----------|-----|------|----|-----|------|----|
| | | 計 | 1,2歳 | 0歳 | 計 | 1,2歳 | 0歳 |
| ① | 量の見込み | 70 | 56 | 14 | 67 | 54 | 13 |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 125 | 89 | 36 | 125 | 89 | 36 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型地域枠 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② | 確保方策 計 | 125 | 89 | 36 | 125 | 89 | 36 |
| | ②-① | 55 | 33 | 22 | 58 | 35 | 23 |

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】 保健師等が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

【確保方策】 子育て世代包括支援センターにより提供体制が確保されており、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(2) 時間外(延長)保育事業

【事業内容】 保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行います。

【確保方策】 既存施設により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

| 量の見込み | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A 北部地区 | 人 | 415 | 400 | 387 | 370 | 359 |
| B 西部地区 | 人 | 537 | 517 | 500 | 479 | 465 |
| C 東部地区 | 人 | 669 | 644 | 623 | 596 | 579 |
| D 南部地区 | 人 | 86 | 83 | 80 | 77 | 74 |
| 量の見込み | 人 | 1,707 | 1,644 | 1,590 | 1,522 | 1,477 |
| 確保方策 | 実人数(人) | 1,707 | 1,644 | 1,590 | 1,522 | 1,477 |
| | 施設数(箇所) | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 |

(3) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業内容】 生活保護受給世帯等に対して、教育・保育に必要な日用品等の購入に関する費用、又は行事への参加に関する費用等を一部補助します。
また、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する、私学助成幼稚園を利用する子どもが属する世帯に対して、副食材料費を一部補助します。

【確保方策】 要件に該当する世帯等を対象として、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 人 | 110 | 105 | 102 | 98 | 95 |
| 確保方策 | 実施 | 事業実施 | | | | |

(4) 多様な主体の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

【事業内容】 認定こども園で特別な支援が必要な子ども(幼保連携型、保育所型は1号認定の子どものみ)の受入れを行う施設に対して、職員の加配に必要な費用を一部補助します。

【確保方策】 受入体制を構築している施設を対象として、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 人 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 確保方策 | 実施 | 事業実施 | | | | |

(5) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】 保護者が日中家庭にいない児童に対し、支援員による指導のもとで安全な生活の場を提供します。

【確保方策】 各学区の状況に応じ、クラブの開設等に係る支援を行っていきます。

| (人) | | | | | | (人) | | | | | | (人) | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 量の見込み | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 量の見込み | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 城下 | 41 | 44 | 48 | 48 | 41 | 白山台 | 81 | 79 | 77 | 82 | 77 | 三条 | 40 | 42 | 42 | 46 | 42 |
| 長者 | 71 | 68 | 62 | 59 | 55 | 西白山台 | 74 | 70 | 62 | 55 | 46 | 西園 | 81 | 85 | 84 | 77 | 84 |
| 凶南 | 18 | 18 | 19 | 20 | 20 | 江南 | 60 | 70 | 80 | 93 | 94 | 明治 | 47 | 45 | 39 | 36 | 37 |
| 中居林 | 37 | 39 | 47 | 44 | 47 | 田面木 | 63 | 67 | 69 | 71 | 68 | 桔梗野 | 80 | 74 | 71 | 71 | 68 |
| 柏崎 | 92 | 90 | 96 | 101 | 93 | 下長 | 95 | 102 | 111 | 109 | 111 | 多賀 | 54 | 44 | 45 | 42 | 42 |
| 青潮 | 98 | 102 | 100 | 96 | 88 | 城北 | 169 | 160 | 151 | 147 | 143 | 多賀台 | 59 | 62 | 55 | 52 | 53 |
| 白鷗 | 24 | 20 | 20 | 21 | 22 | 高館 | 38 | 41 | 43 | 45 | 45 | 新井田 | 72 | 69 | 69 | 69 | 67 |
| 白銀南 | 54 | 55 | 51 | 47 | 49 | 根岸 | 87 | 94 | 98 | 94 | 97 | 旭ヶ丘 | 93 | 96 | 96 | 98 | 94 |
| 町畑 | 53 | 51 | 47 | 44 | 44 | 日計ヶ丘 | 28 | 26 | 35 | 48 | 50 | 南郷 | 49 | 51 | 49 | 47 | 36 |
| 根城 | 107 | 93 | 86 | 80 | 71 | 是川 | 54 | 51 | 51 | 47 | 43 | 島守 | 12 | 15 | 15 | 15 | 14 |

| | (人) | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | 計 | 2年度 | | 計 | 3年度 | | 計 | 4年度 | | 計 | 5年度 | | 計 | 6年度 | |
| | | 低学年 | 高学年 | | 低学年 | 高学年 | | 低学年 | 高学年 | | 低学年 | 高学年 | | 低学年 | 高学年 |
| 量の見込み | 1,931 | 1,616 | 315 | 1,923 | 1,604 | 319 | 1,918 | 1,622 | 296 | 1,904 | 1,596 | 308 | 1,841 | 1,522 | 319 |
| 確保方策 (登録児童数) | 1,960 | 1,630 | 330 | 1,960 | 1,630 | 330 | 1,960 | 1,630 | 330 | 1,960 | 1,630 | 330 | 1,960 | 1,630 | 330 |

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】 保護者の疾病その他の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、短期間子どもを保護します。

【確保方策】 既存の「児童養護施設浩浩学園」により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 延べ人数(人日) | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 確保方策 | 延べ人数(人日) | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| | 施設数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】 保健師等が乳児家庭を訪問し、発育状況の確認、保護者の育児相談、子育て支援の情報提供等を行います。

【確保方策】 市内全ての出生児の家庭を対象として、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 1,471 | 1,419 | 1,369 | 1,320 | 1,276 |
| 確保方策 | 実施 | 事業実施 | | | | |

(8) 養育支援訪問事業

【事業内容】 保健師等が養育支援を特に必要とする家庭に対して、訪問による指導助言等を行います。

【確保方策】 養育支援が特に必要な家庭を対象として、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 人 | 550 | 550 | 550 | 550 | 550 |
| 確保方策 | 実施 | 事業実施 | | | | |

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】 地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を実施します。

【確保方策】 既存の保育施設及び「こどもはっち」等により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 延べ人数(人回) | 27,382 | 26,716 | 25,708 | 24,796 | 23,927 |
| 確保方策 | 箇所 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

(10) 一時預かり事業

【事業内容】 幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる（幼稚園型）ほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等で子どもを預かります（一般型）。

【確保方策】 既存の幼稚園・保育施設等により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

(10)－1 一時預かり事業(幼稚園型)

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 延べ人数(人日) | 85,644 | 81,456 | 79,326 | 75,317 | 73,501 |
| 確保方策 | 延べ人数(人日) | 85,644 | 81,456 | 79,326 | 75,317 | 73,501 |
| | 施設数(箇所) | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |

(10)－2 一時預かり事業(一般型)

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 延べ人数(人日) | 9,315 | 8,967 | 8,678 | 8,307 | 8,063 |
| 確保方策 | 延べ人数(人日) | 9,315 | 8,967 | 8,678 | 8,307 | 8,063 |
| | 施設数(箇所) | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |

(11) 病児・病後児保育事業

【事業内容】 病気の回復期に至っていないが症状が安定している子ども（病児）、及び病気の回復期にあるが集団保育が困難な子ども（病後児）を保育します。

【確保方策】 既存施設により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 延べ人数(人日) | 2,085 | 2,006 | 1,942 | 1,859 | 1,805 |
| 確保方策 | 延べ人数(人日) | 2,085 | 2,006 | 1,942 | 1,859 | 1,805 |
| | 施設数(箇所) | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

(12) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、支援したい人（提供会員）の相互間で育児援助を行います。

【確保方策】 現状の提供体制により確保されており、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 延べ人数(人日) | 938 | 938 | 938 | 938 | 938 |
| 確保方策 | 延べ人数(人日) | 938 | 938 | 938 | 938 | 938 |
| | 施設数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(13) 妊婦健診事業

【事業内容】 母子の健康を保ち、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診に対する補助を行います。

【確保方策】 妊娠の届出があった市民を対象として、引き続き実施します。

| | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人 | 1,471 | 1,419 | 1,369 | 1,320 | 1,276 |
| 確保方策 | 実施 | 事業実施 | | | | |

4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ、地域の子育て支援を行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供することが可能です。

当市においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園の普及に当たり、幼稚園・保育所等の既存施設からの移行支援に努めます。

【認定こども園の設置目標数】

(園)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標設置数 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 目標設置総数 | 66 | 67 | 68 | 68 | 69 |

(2) 幼稚園教諭と保育士の資質向上等

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要となります。

当市においては、幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修の実施や幼稚園教諭免許・保育士資格のいずれかを有する場合の免許・資格併有の促進を支援するほか、一体的な教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施に向けて、関係団体等と連携を図ります。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの発達段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定して提供することは、子どもの健やかな発達を保障するうえで、重要な役割を担っていると考えられております。

当市においては、在宅の子育て家庭を含む全ての子どもに対し、健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実を図り、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、行政の各関係者が相互に連携及び協働した取組を推進します。

(4) 幼保小連携の推進方策

子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いに理解を深め共有することが大切です。

当市では全ての小学校において「幼保小連携推進事業」を実施しており、今後も就学前教育の一層の充実と、小学校生活への円滑な移行を図るための取組を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等を考慮した上で、公正かつ適正に施設等利用費を支給します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示等に当たっては、県に対して施設の運営状況等の情報提供を求めるなど、県との連携を図ります。

第6章 計画の推進体制

◆計画の点検及び評価

- 計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。
- 計画の実施状況や評価については、八戸市子ども・子育て会議条例による附属機関として設置した「八戸市子ども・子育て会議」で審議を行います。
- 会議の委員は、学識経験者、子育て支援に関する事業者、子どもの保護者等で構成されています。

◆実施状況の公表

- 実施状況の点検及び評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、市民及び関係機関等への周知を図ります。

◆関係機関等との連携

- 計画の基本理念の実現には、家庭、教育・保育施設、地域、事業者、行政など、それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組んでいきます。
- 八戸市健康福祉審議会と相互に情報提供等を行い、他の健康福祉施策との一体的な推進を図ります。

付属資料

◆八戸市子ども・子育て会議 委員一覧

任期：令和元年7月29日～令和4年7月28日

(令和2年3月現在)

| 区 分 | 氏 名 |
|----------|-----------|
| 学識経験者 | ◎ 坂 本 美 洋 |
| | ○ 関 川 幸 子 |
| | 根 城 隆 幸 |
| 事業従事者 | 峯 明 紀 |
| | 木 村 喜久子 |
| | 今 川 一 |
| | 田 頭 初 美 |
| | 中 里 雅 恵 |
| | 福 士 政 子 |
| | 川 村 暁 子 |
| | 平 間 恵 美 |
| 子どもの保護者 | 榎 本 直 行 |
| | 風 穴 雄 亮 |
| | 荒 谷 美由紀 |
| 保健医療関係者 | 小 池 智 彦 |
| 公募 | 山 本 恵鶴子 |
| | 鈴 木 康 弘 |
| 関係行政機関職員 | 最 上 和 幸 |

◎:会長 ○:副会長

◆第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画 策定の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 平成30年7月27日 | 平成30年度第1回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について) |
| 平成30年11月14日～11月30日 | 八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査実施 (対象者:3,800人) |
| 平成31年3月18日 | 平成30年度第3回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について) |
| 令和元年7月29日 | 令和元年度第2回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」について) |
| 令和元年8月6日 | 第1回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会 |
| 令和元年9月19日 | 令和元年度第3回 八戸市子ども・子育て会議 (第2期八戸市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案について) |
| 令和元年11月21日 | 令和元年度第4回 八戸市子ども・子育て会議 (第2期八戸市次世代育成支援行動計画(後期計画)修正案について) |
| 令和元年11月28日 | 第2回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会 |
| 令和元年12月9日 ～令和2年1月7日 | パブリックコメント実施 |
| 令和2年2月25日 | 令和元年度第5回 八戸市子ども・子育て会議 (第2期八戸市次世代育成支援行動計画(後期計画)最終案について) |

八戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 児童福祉法第8条第8項、第34条の15第4項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に関する事項
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定に関する事項
- (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育てに係る施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

2 子ども・子育て会議は、前項の事務及び事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会長の職務は、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(配慮事項)

第9条 子ども・子育て会議は、その運営に当たっては、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第1項に規定する八戸市健康福祉審議会をいう。）と相互に資料を提供する等、健康福祉施策（同条例第2条第5号に規定する健康福祉施策をいう。）との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「健康福祉審議会の委員」を
「健康福祉審議会の委員
子ども・子育て会議の委員」に改める。
(八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部改正)
- 4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「計画」の次に「（八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の職務に係る計画を除く。）」を加える。
第32条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。
- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

附 則（平成28年9月28日条例第59号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市子ども・子育て会議条例（以下「旧条例」という。）の規定による八戸市子ども・子育て会議（以下「旧会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の八戸市子ども・子育て会議条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により八戸市子ども・子育て会議（以下「新会議」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による専門委員である者は、新条例第5条第1項の専門委員とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧会議の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、新条例第6条第2項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。
- 5 この条例の施行前に旧会議にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新会議に諮問されたものとみなし、当該諮問について旧会議がした調査審議の手続は新会議がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成29年3月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画

八 戸 市

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話 0178-43-2111（代表）

市ホームページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp>

編集 福祉部こども未来課